

質問書

質問項目	①プレミアム付き商品券発行業務について
質問内容	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>Q 各種の仕様の中で、「印刷原稿は複数案作成し県に提出すること」とありますが、企画書で1案提出し、複数の案は受注決定後の提案でよろしいでしょうか。</p> <p>→ 企画提案における印刷原稿案の提出は必須ではありません。</p> <p>(4) 商品券の購入申込、抽選等</p> <p>イ ア以外の販売分</p> <p>Q 「一定期間を経過してもなお～」とありますが、残冊があり販売の見直しをした場合に発生する、広報(告知)、引換はがきの印刷・発送などの費用は、この予算内でしょうか。それとも別途の予算でいただけるのでしょうか。</p> <p>→ 委託料の範囲内での対応となります。</p> <p>予算内ということであれば、もし10万冊残ってしまった場合、引換はがきの発送費だけでも620万円もかかってしまうことになり、諸々考えると1000万円近くの費用が発生することが考えられますが、それくらいの予備金を想定しておく必要があるということでしょうか。</p> <p>→ 購入引替券は、申込数に応じて配布するため、初回の申込みが少なく、追加の送付が生じた場合も、全体の想定数(21万枚)を大きく上回らないと見込まれます。</p> <p>(5) 商品券の販売</p> <p>Q 販売店から売上金の入金後、改めて事務局からの商品券の販売手数料や投函用ポストの事務手数料などの支払いをすると振込手数料が発生するため、販売店から売上金の入金の際に、それを相殺した上で入金していただくことは可能でしょうか。</p>

→ 指定業者との調整によります。

(7) 使用済み商品券等の受付・送付及び送金等

ケ Q「換金にあたっての端数処理」とは、どのようなことが考えられますでしょうか。

→ 基本的には端数処理は生じないと考えられます。

質問書

質問項目	①プレミアム付き商品券発行業務について
質問内容	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 商品券の作成に関する業務</p> <p>ウ 納品に関する業務</p> <p>Q「8月下旬までに～」とありますが、県内を中心に複数の印刷会社に依頼をかけていますが、この時期までに50万冊の納品が難しい場合、例えば子育て世代を10月開始、一般を11月開始など、事業開始の時期をずらすことは可能でしょうか。</p> <p>→ 仕様書4（1）ウのとおり。</p> <p>難しい場合は、印刷業者を県からご指定いただくことは可能でしょうか。</p> <p>→ 県が指定することは考えていません。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(4) 商品券の購入申込、抽選等</p> <p>ア 子育て世帯向け割引販売分</p> <p>Q販売開始となった場合、子育て世帯がどこの販売店で買うか想定できないため、予めの商品券の各店への割り振りができません。各販売店へ予めどれだけ送付しておくのか、県よりご指示いただけますでしょうか。</p> <p>→ 県が設定します。</p>

質問書

質問項目	②グルメクーポン発行業務について
質問内容	<p>3 業務の概要</p> <p>(2) 割引クーポンの概要</p> <p>Q「利用期間1週間の割引クーポンを複数回発行」とありますが、20万枚の5カ月間なので、毎月4万枚や毎週1万枚の想定でしょうか。もし仮に毎週1万枚発行した場合に、その1週間を月曜日から発行をスタートして、金曜日までに1万枚発行されてしまい、土・日曜に登録したけどクーポンをもらえなかった県民が、次に月曜日から発行されるクーポンを獲得することが可能でしょうか？</p> <p>→ 原則、利用枚数毎の発行枚数は設定せず、クーポンを配信します。</p> <p>利用期間内で「鹿児島県庁」を登録いただいた場合、初回メッセージとともにクーポンを配信します。</p> <p>登録された方には、事前にクーポンを配信します。</p> <p>もし、登録を一度解除して再度登録すれば獲得できるという仕組みの場合だと、すでに前週までにクーポンを獲得して一度利用した県民でも、もう一度（複数回）クーポンを獲得し利用できるのでしょうか。</p> <p>→ クーポンを利用後に再度登録したとしても、利用済みの状態のままとなります。</p> <p>また、複数のアカウントをもっている県民は、アカウントの数だけ、獲得するチャンスがあるのでしょうか。</p> <p>→ アカウントの数だけ利用できますが、そのようなケースは限定的であると見込まれます。</p>

4 業務の内容

(2) 割引証明書類の受付・送付及び送金等

Q登録店舗用の投函ポストの設置や発送なども、プレミアム付き商品券と共通とすることが可能でしょうか。

→ 仕様書4（3）イのとおりです。

質問書

質問項目	②グルメクーポン発行業務について
質問内容	<p>4 業務の内容</p> <p>(3) 登録店舗との調整</p> <p>Qステッカーや広報などで、LINE のロゴマークなどを使用することになりますが、「使用料」や「ロゴを使用するにあたっての仕様」などありますか？</p> <p>→ 県が許諾を受けた範囲であれば、使用料は不要です。</p>

質問書

質問項目	応募要項
質問内容	<p>2 委託業務の概要</p> <p>(4) 契約上限額</p> <p>Q事業実施に係る費用一式はそれぞれの割引負担額を差し引いた¥204,948,000-(税込)でお間違い無いでしょうか。</p> <p>→ お見込みのとおりです。</p>